

バナナはおやつに含まれるのか？

=「おやつバナナ命題」を通じて、 法解釈の技術を身につけることができる！

法律を専門的に学んでこなかった総務(法務)担当者でも
法律や契約書を使いこなす力がつく！

法や契約書の読み方が
わかるようになる本

先生！

バナナは
おやつに
含まれ
ますか？

中野友貴 著

「おやつバナナ命題」で 法ルールの読み方・使い方がわかる！

「おやつバナナ命題」には、法解釈の技術を身につけるエッセンスが含まれています。法解釈の技術は、法令や契約書といったルールを読み、使うために必須の技術です。本書では、「おやつバナナ命題」を通じて、法解釈の技術を説明しています。法律や契約書を使いこなす力がつく1冊。

第一法規

企業法務に関わる
「参考事例」(*)を
多数収録

(*)裏面の目次参照



目の前にある
実務に結び付けて
考えられるように
なります！

弁護士

中野 友貴 [著]

A5判・240頁

定価：本体1,600円＋税

本書の詳細・お申し込み方法は裏面をご覧ください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

第一法規の書籍 オンラインストアはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/>

電子書籍・定期購読なども！

先生! バナナはおやつに含まれますか?

—法や契約書の読み方がわかるようになる本—



〈目次〉

PART 1 おやつに含まれる／含まれない

- 01 イントロダクション
- 02 A君、Bさんの意見の理由
- 03 なぜ意見が異なっているのか(問題点の把握)
- 04 「おやつ」という言葉の意味を考える
- 05 「おやつ」を解釈する手がかり①
(言葉の本来の意味を考える＝文理解釈)
- 06 「おやつ」を解釈する手がかり②
(ルール of 趣旨・目的＝目的論的解釈)
- 07 「おやつ」を解釈する手がかり③(他のルール)
- 08 「おやつ」を解釈する手がかり④(利益衡量)
- 09 「おやつ」を解釈する手がかり⑤(常識)
- 10 「おやつ」とは何か、色々な立場から考える
- 11 「おやつ」とは何か
- 12 A君のバナナはおやつに含まれるか
- 13 まとめ

PART 2 ルールを分析する

- 01 イントロダクション
- 02 ルールは説得するための道具
- 03 ルールを分析する(要件・効果)
- 04 ルールの効果
- 05 ルールの要件
- 06 ルールを使うときの考え方
(最適なルールを選び出す)
- 07 まとめ

PART 3 ルールを解釈する

- 01 イントロダクション
- 02 導きたい結論から考える
- 03 ルールを解釈する場面①(文言が不明確である)
- 04 ルールを解釈する場面②(結論が妥当でない)
- 05 ルールを解釈する場面③(ルールが存在しない)
- 06 ルールを解釈する場面④
(他のルールとの関係が明らかでない)
- 07 まとめ

PART 4 バナナを持って来た／持って来ていない

- 01 イントロダクション
- 02 何があったのかを定める(事実の認定)
- 03 ルールを使うなら証明しろ(立証責任)
- 04 どのように立証するか
- 05 トラブルに備える
- 06 まとめ

PART 5 契約を考える

- 01 イントロダクション
- 02 契約とは
- 03 契約の成立
- 04 契約書の役割
- 05 契約自由の原則
- 06 契約の解釈
- 07 契約書を作成する場合の留意点
- 08 事例①(秘密保持契約)
- 09 事例②(業務委託契約)
- 10 まとめ

参考事例集 —実際のルールを読み解く—

- 01 X社長、それって賭博では……?
- 02 要件・効果を見つける
- 03 無断コピーを差し止める
- 04 商品を安く見せたい
- 05 部品の納期遅延
- 06 フリーランスの残業代
- 07 盗まれた企画
- 08 解雇手続きは慎重に
- 09 邪魔な自動車
- 10 登記されていない取締役
- 11 破談した共同事業
- 12 コンサルティング契約の中途解約
- 13 業務委託契約の損害賠償条項
- 14 部長の退職

解釈(法律であれば「法解釈」といいます(PART 1、PART 3で説明します))。
さらに、A君が弁当以外には何も持って来ていないというケースでは次のようになります。

- ①大前提 (ルールの内容)
↓・「おやつを持って来てはならない」というルールがある。
- ②小前提 (事実)
↓・A君は、弁当の他には何も持って来ていない。
- ③結論 (導かれる結果)
↓・A君は、ルール違反ではない。

このケースでは、弁当が「おやつ」に含まれませんので、大前提の内容には問題がありません。ルールの解釈をしなくても結論を導くことができます。

しかし、A君が弁当の他にお菓子を持って来たのではないかなどが争いになる場合があります。つまり、小前提(事実)に争いがある場合です。このように、小前提(事実)に争いがある場合も、結論を導くことができないので、小前提(事実)を特定する必要があります。どのような事実があったのかを定める作業を事実認定といえます(PART 4で説明します)。

結局のところ法的三段論法とは、どのようなルールがあり、どのような事実があるのかをふまえたうえで、あるルールの内容に、今回のケース(事実)が「含まれるか」どうかを検討することによって、結論を導くというものです。
このような思考プロセスをとることにより、ルールに従って考えることとなりますので、重要であるといえます。

16

わかりやすくおもしろい事例を通じて、

法解釈の技術が学べる!

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!